

## 佐賀市クリーンボランティア支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ごみのないまちづくりを推進するため、市民、各種団体又は事業所（以下「市民等」という。）が身近な公共空間である公園、道路、河川等の公共施設（以下「公共施設」という。）において自主的に無償で実施する美化活動への支援に関し必要な事項を定めるものとする。

### (支援の対象)

第2条 支援の対象となる活動（以下「クリーンボランティア」という。）は、市内の公共施設に散乱するごみ（ビン、カン、ペットボトル、可燃ごみ及び不燃ごみ（自転車、タイヤ、テレビ、パソコンその他大型ごみを除く。)) 拾い活動とする。

### (支援団体等)

第3条 クリーンボランティアを実施しようとする市民等は、市内に在住し、在勤し、若しくは在学する個人又はそれらの者で組織された団体その他市長が特に認める者とする。

### (参加申込み)

第4条 クリーンボランティアを実施しようとする市民等は、クリーンボランティア参加申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 クリーンボランティア参加申込書は、原則、実施日の10日前までに提出しなければならない。

### (登録)

第5条 市長は、前条第1項の規定により提出されたクリーンボランティア参加申込書の内容が適当であると認めた場合は、クリーンボランティア活動者（以下「活動者」という。）として登録したことを通知する。

### (市の支援)

第6条 市長は、活動者が実施するクリーンボランティアに対して、予算の範囲内で次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1) 環境美化活動に必要な清掃用具等の貸与又は支給に関する基準（平成17年10月1日施行）に基づく清掃用具等の貸与又は支給

(2) その他美化活動に必要な支援

2 活動者の美化活動中における事故については、全国市長会市民総合賠償補償保険で対応するものとする。

### (活動の報告)

第7条 活動者は、当該年度の美化活動が終了したときは、クリーンボランティア活動報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

### (活動の廃止)

第8条 活動者は、美化活動を廃止する場合は、クリーンボランティア廃止届（様式第3号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届け出を受理したときは、当該活動者の登録を抹消する。

3 前項に規定する場合において、市長は、必要と認めるときは、活動者に行った支援の内容又は美化活動の実績に応じ、美化活動を廃止した活動者に対して、第6条第1項の規定に基づき行った支援の全部又は一部の返還を求めることができる。

（登録の抹消）

第9条 市長は、活動者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、活動者としての登録を抹消することができる。

(1) 活動者としてふさわしくない行為があったとき。

(2) クリーンボランティア活動報告書が3年連続で提出されなかったとき。

(3) その他市長が破棄することが必要であると認めたとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

クリーンボランティア参加申込書

佐賀市長 様

美化活動を実施したいので、佐賀市クリーンボランティア支援事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申し込みます。

団体名		(人数)	人
代表者氏名			
住所			
担当者名			
電話番号			
メール			
活動内容			
活動回数	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日	<input type="checkbox"/> 1週間に ( ) 回	
	<input type="checkbox"/> 1か月に ( ) 回	<input type="checkbox"/> 1年間に ( ) 回	
収集ごみを排出する ごみステーション	ごみステーションの位置等 自治会の合意 自治会長		

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

クリーンボランティア活動報告書

佐賀市長 様

住所 \_\_\_\_\_

団体名・氏名 \_\_\_\_\_

年度の美化活動について、下記のとおり実施したので佐賀市クリーンボランティア支援事業実施要綱第7条の規定により報告します。

記

年間活動回数	年間 回
1回あたりの活動者数	1回平均 人
意見・要望等	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

クリーンボランティア廃止届

佐賀市長 様

住所 \_\_\_\_\_

団体名・氏名 \_\_\_\_\_

クリーンボランティアを廃止したいので、佐賀市クリーンボランティア支援事業実施要綱第8条の規定により届け出ます。

記

活動廃止日	年 月 日
理 由	